

### 3.4 廃棄物等

#### 1) 建設工事に伴う副産物

##### (1) 予測

建設工事に伴う副産物の縮減・再利用の方法

本事業では、円形トンネルの工事などに伴う建設汚泥及び発生土の縮減・再利用について、埋戻し材等としての事業内再利用や、脱水等による減量化及び再資源化の実施など、目標の達成に向け対応していく計画としています。

円形トンネルの掘削において採用される掘削方式により縮減・再利用の方法が異なりますが、現時点で想定される縮減・再利用の方法は、以下のとおりです。

##### < 泥水式シールドマシンによる掘削の場合 >

一次処理土<sup>1</sup>を建設残土として処理することにより、約60%の縮減できると考えています。

この他、二次処理土<sup>2</sup>や余剰泥水を流動化処理することにより、開削部の埋め戻しや円形トンネル部のインバート材への利用により、最大約15%が事業内利用できる可能性があります。

- 1 一次処理土  
切羽から送られてきた泥水中から砂、75 $\mu$ m以上の粘土・シルト塊を分離したもの。
- 2 二次処理土  
一次処理した後の泥水をフィルタープレスなどで脱水したケーキなど。

##### < 泥土圧式シールドマシンによる掘削の場合 >

他の事例より、掘進と一体化したプラント内で改質処理することで建設発生土として取り扱うことができる可能性や、流動化処理することにより開削部の埋め戻しや円形トンネル部のインバート材への利用により、最大約15%が事業内利用できる可能性があります。

今後、工事計画を策定していく中で掘削方法など決定していくこととなりますが、何れの掘削方法を取る場合も、事業の実施にあたっては、建設汚泥の再生利用指定制度の活用、発生土としての取り扱いや利用先の確保などについて関係機関と具体的な調整を行い、合わせて改質のための添加材など、最新の情報を注視しながら建設汚泥発生量の縮減、再利用率の向上を図ります。

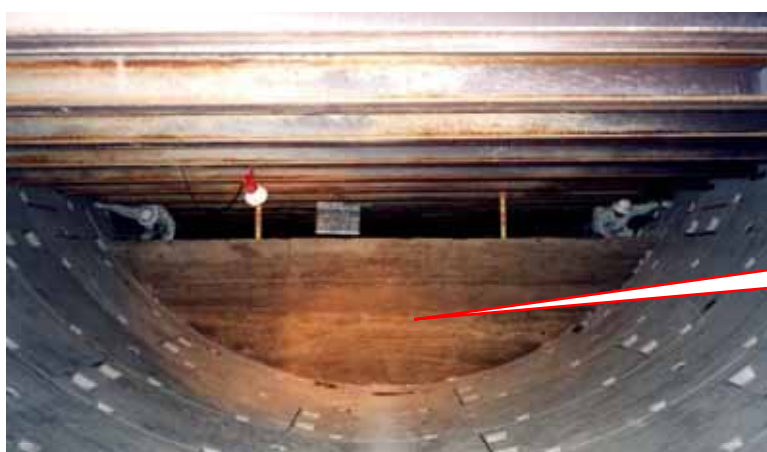
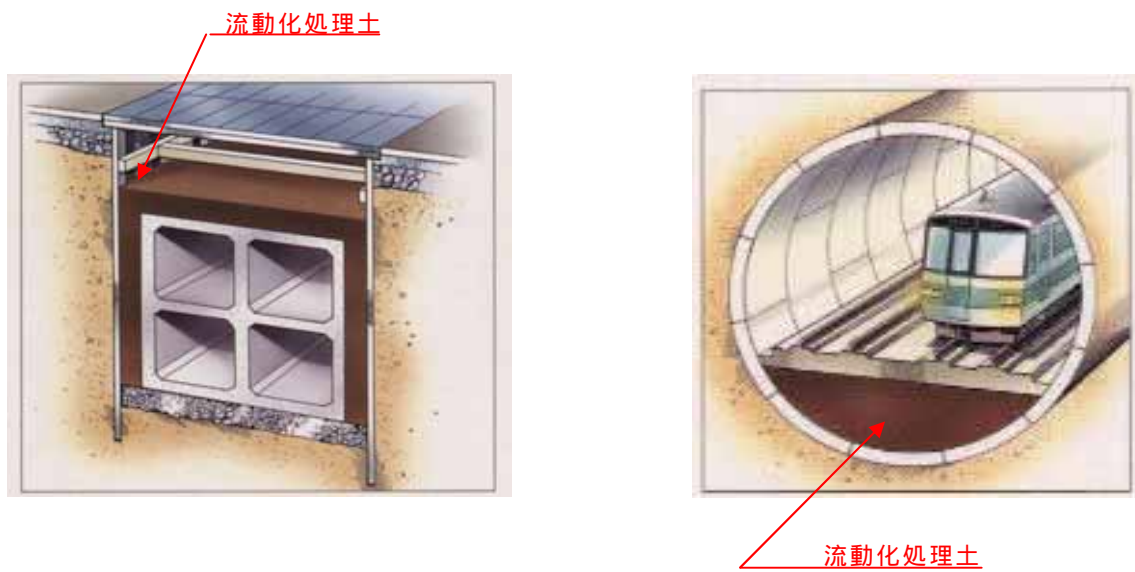


図 3.4.1-1 流動化処理土の利用概要